

## 諮問事項一覧

諮問番号	学種	区分	諮問事項	備考	頁
第357号(1)	幼稚園	廃止認可	北見北光幼稚園の廃止認可について		
第357号(2)	専修学校	廃止認可	紋別ドレスメーカー専門学校の廃止認可について		
第357号(3)			稚内文化服装専門学院の廃止認可について		
第357号(4)		法人解散認可	学校法人稚内文化学園の解散認可について		
第357号(5)	各種学校	廃止認可	札幌服飾アカデミーの廃止認可について		

## 幼稚園廃止認可について

諮問番号	第 357号 (1)
1 名 称	北見北光幼稚園
2 位 置	北見市川沿町145-31
3 設 置 者	学校法人北見光華学園 理事長 吉田 耕一郎
4 設置認可年月日	昭和54年3月5日
5 廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止
6 園児の処置	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在園
7 教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在籍
8 廃止の時期	平成29年3月31日
9 指導要録等の 保管	移行後の幼保連携型認定こども園において保管

私立専修学校の廃止認可について

諮問第 357 号 (2)

区 分	廃止認可申請の内容
1 名 称	紋別ドレスメーカー専門学校
2 位 置	紋別市本町2丁目108
3 設 置 者 名	辻英明
4 設 置 認 可 日	昭和51年7月31日
5 廃 止 の 理 由	生徒確保の見込みがないため。
6 生 徒 の 処 置	既に募集を停止しており、在籍生徒はいない。
7 教 職 員 の 処 遇	教職員は設置者本人のみ
8 廃 止 の 時 期	知事の認可日
9 指 導 要 録 等 の 保 管	紋別市本町2丁目108 辻英明 電話 0158-23-3346

私立専修学校の廃止認可について

諮問第 357 号 (3)

区 分	廃止認可申請の内容
1 名 称	稚内文化服装専門学校
2 位 置	稚内市港4丁目8番41号
3 設 置 者 名	学校法人 稚内文化学園 理事長 上埜 量子
4 設 置 認 可 日	昭和51年12月15日
5 廃 止 の 理 由	少子化及び経済不況の影響により入学者が減少し、学校運営の継続が困難となったため。
6 生 徒 の 処 置	既に募集を停止しており、在籍生徒はいない。
7 教 職 員 の 処 遇	全員退職済み
8 廃 止 の 時 期	知事の認可日
9 指 導 要 録 等 の 保 管	稚内市港4丁目4番7号 上埜 量子 電話 0162-22-4848

学校法人の解散認可について

諮問第 357 号 (4)

区 分	解 散 認 可 申 請 の 内 容
1 名 称	学校法人 稚内文化学園
2 位 置	稚内市港4丁目8番41号
3 理 事 長	上 埜 量 子
4 解 散 時 期	知事の認可日
5 学 校 名	稚内文化服装専門学院
6 解 散 の 理 由	設置する稚内文化服装専門学院を廃止するため。 (私立学校法第50条第1項第1号)
7 残余財産の処分	残余財産が発生した場合は、寄附行為に基づき処分する。

私立各種学校の廃止認可について

諮問第 357 号 (5)

区 分	廃止認可申請の内容
1 名 称	札幌服飾アカデミー
2 位 置	札幌市白石区東札幌6条4丁目1-32
3 設 置 者 名	平林義人
4 設 置 認 可 日	昭和40年8月25日
5 廃 止 の 理 由	生徒数減少により、今後の運営が困難なため
6 生 徒 の 処 置	既に募集を停止しており、在籍生徒はいない。
7 教 職 員 の 処 遇	教職員は設置者本人のみ
8 廃 止 の 時 期	知事の認可日
9 指 導 要 録 等 の 保 管	札幌市白石区東札幌6条4丁目1-32 平林義人 電話 011-811-2711